

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はずじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

国保病院のお医者さん

「病院再編統合について①」

木古内町国民健康保険病院 院長 清水 秀和

先日の厚生労働省（以下、厚労省）の発表記事を見て国保病院がなくなるの？と心配された町民が多かったようです。そこで一言申し上げます。（時代のニーズにあわせて対応すれば）国保も病院もなくなりません。それに、存続を決める権限は自治体（住民）にあり厚労省にはありません。

近年、厚労省が音頭をとり「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできる社会」（地域包括ケア）を目指しています。「住み慣れた地域」とは中学校単位で、木古内町では町全体となります。

人生の最後に必要なのは高度医療ではなく、介護・福祉と一体となった医療（主に慢性期や緩和ケア、時に救急）です。その種類の医療が得意なのは、大病院ではなく地元の中小病院だと当の厚労省が言っているのです。

ではなぜ、このような記事が出たのでしょうか。実は、以前から公的病院の病院長が集まって、地域医療体制が効率的になるように話しあっていました。

老人が増えて膨らんだ医療介護費用が国家財政を圧迫し、一方で若年労働者が減少し医療・介護の人材が不足してきたからです。介護士・看護師はもちろんのこと、町によっては病院給食を作る人も不足なのです。今後は、金・人を効率良くするため、地域間で相互に補完する体制が必要になります。木古内では、慢性期病棟を強化する必要があります。ただし、慢性期でも急性期対応は必要です。自治体の枠を超えた連携や補完の動きは始まっています。しかし、具体化の動きは遅く、危機感を持った厚労省・財務省は、地方分権以降自治体に直接命令をできないので新聞に公表するしかなかったのです。空床率（公的病院には空床でも補助金がある）などを基に財政の無駄を新聞に公表することで、自治体・住民に早期の議論や覚悟を求めたのです。

今回は、厚労省の危機感の背景、どんな議論・覚悟が必要なのか、国保の役割についてお話します。